愛媛県土木部発注工事特記仕様書

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（特記仕様書への委任）
第２条　（略）
３　前２項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。
https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html

（中予地区における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用）
第26条　受注者は、中予地区（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物用細骨材に使用することができる。
２　受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第30条までの規定によらなければならない。

（溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準）
第27条　溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」（以下「JIS A 5032」という。）「舗装設計施工指針（(公社) 日本道路協会)」「舗装設計便覧（(公社) 日本道路協会)」「舗装施工便覧（(公社) 日本道路協会)」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。
２　使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。
<table><tr><th>地域</th><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>中予地区</td><td>松山市西クリーンセンター</td><td>松山市大可賀3丁目525番地6</td></tr></table></td><td>（特記仕様書への委任）
第２条　（略）
３　前２項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。
https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html

（松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用）
第26条　受注者は、松山市内の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物用細骨材に使用することができる。
２　受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第30条までの規定によらなければならない。

（溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準）
第27条　溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」（以下「JIS A 5032」という。）「舗装設計施工指針（(公社) 日本道路協会)」「舗装設計便覧（(公社) 日本道路協会)」「舗装施工便覧（(公社) 日本道路協会)」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。
２　使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。
<table><tr><th>地域</th><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>松山市</td><td>松山市西クリーンセンター</td><td>松山市大可賀3丁目525番地6</td></tr></table></td></tr>
</table>